

## 第3節 仮貯蔵・仮取扱いの承認

法第10条第1項ただし書き及び市危規則第2条の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）における承認に関する事項は、次によること。

### 1 適用範囲

(1) 仮貯蔵等に該当する行為は、次に掲げるものとする。

ア 法第11条第1項の規定による許可を受けていない場所において、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う行為。

イ 法第11条第1項の規定による許可を受けている場所において、次に掲げる行為を行う場合。

(ア) 地下タンク貯蔵所において、定期点検又は廃止等の理由により、地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為及び抜き取った危険物を一時的に貯蔵する行為。

なお、製造所又は一般取扱所において地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為及び抜き取った危険物を当該製造所等の場所に一時的に貯蔵する行為は仮取扱いの承認を要しないものであること。〔S62.6.17消防危60〕

(イ) 危政令第2条に規定する貯蔵所（屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所を除く）において、定期点検又は廃止等の理由により、貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為。

(ウ) その他やむを得ない事由により仮貯蔵等を行う場合で、火災予防上支障がないと認められる場合。

(2) 震災時等において、平常時と同様の危険物の貯蔵、取扱いが困難であり、通常の仮貯蔵等の承認を受けるいとまがない場合の運用については、別記第2「震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱い等に関する運用基準」によること。

(3) タンクコンテナにより仮貯蔵等を行う場合は、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」〔H4.6.18消防危52〕によること。

### 2 申請に関する事項

(1) 申請書には、次の事項を記載した図面その他必要な資料を添付するものとする。

ア 仮貯蔵等の場所に関する事項（案内図、配置図、平面図等）

イ 仮貯蔵等の工程に関する事項（工程表、作業手順書等）

ウ 使用する設備、機器に関する事項（平面図、仕様書等）

エ タンクを使用する場合は強度等の安全性に関する事項（タンク検査済証、又は強度計算書等）

オ 消火設備、標識及び掲示板に関する事項（平面図、仕様書等）

カ 保安体制に関する事項（平面図、緊急連絡先、安全対策書等）

キ 危険物取扱者免状に関する事項（危険物取扱者免状の写し）

(2) 同一敷地内の複数の場所において同時に仮貯蔵等を行う場合は、一の申請とすることができる。ただし、次に掲げる場合は、それぞれを別の申請とすること。

ア 仮貯蔵等を行う申請者が異なる場合

イ それぞれの仮貯蔵等に関連性が無い場合

(3) 同一場所において、同時に仮貯蔵と仮取扱いを行う場合は、一の申請とし、貯蔵量と取扱量を比較し大なる方の区分で申請するものとする。なお、貯蔵量と取扱量が同数である場合は、主たる目的により区分すること。

## 3 承認要件

## (1) 仮貯蔵等の繰り返し承認等

ア 法定期間（10日以内）終了後、仮貯蔵等を繰り返し承認することはできないものであること。  
ただし、次に掲げる場合で、安全に支障がないと認められる場合は、当該仮貯蔵等の承認の更新又は繰り返しの再承認をすることができる。

- ア 災害復旧等において仮貯蔵等を行う場合。
- イ 前後の承認の間に連続性がないと認められる場合。
- ウ 荷役の都合で危険物の入荷が遅れ、承認期間に仮貯蔵等を行うことができない場合。
- エ その他やむを得ない事由による場合で、火災予防上支障がないと認められる場合。

イ 前記アただし書きにより、繰り返しの再承認を行う場合の留意事項は、次によること。

- ア 再承認が必要と認められる場合においても、一の承認は10日間とし、期間の延長は認められないものであること。
- イ 再承認が必要と認められる場合においては、申請者に再度仮貯蔵等の承認申請を行わせること。
- ウ 安全確保のため、定期的に現地調査を行うこと。

また、承認期間内であっても、仮貯蔵等を行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。

## (2) 共通基準

ア 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危政令第9条第1項第1号の規定の例によること。ただし、不燃材料で造った防火上有効な塀を設けること等により、安全と認めるときはこの限りでない。

イ 仮貯蔵等を行う場所には、市危規則第2条第3項に定める掲示板のほか、危規則第18条の規定の例による防火に関し必要な事項を表示した掲示板を掲げること。（図2-3-1参照）

ウ 仮貯蔵等を行う場所は、流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マット及び防油堤又はオイルパン等により、必要な流出防止対策を講ずること。

エ 保有空地を含め、仮貯蔵等を行う場所での火気等の使用がないこと。

オ 仮貯蔵等を行う場所には、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じて、危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあつては危険物の所要単位の数値、屋内にあつては建築物及び危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

カ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

キ 危険物を取り扱うにあたって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

ク 仮貯蔵等において行う危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令第24条から第27条までの規定の例によること。

ケ 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が取り扱うか、又は危険物取扱者が立ち会うよう指導すること。

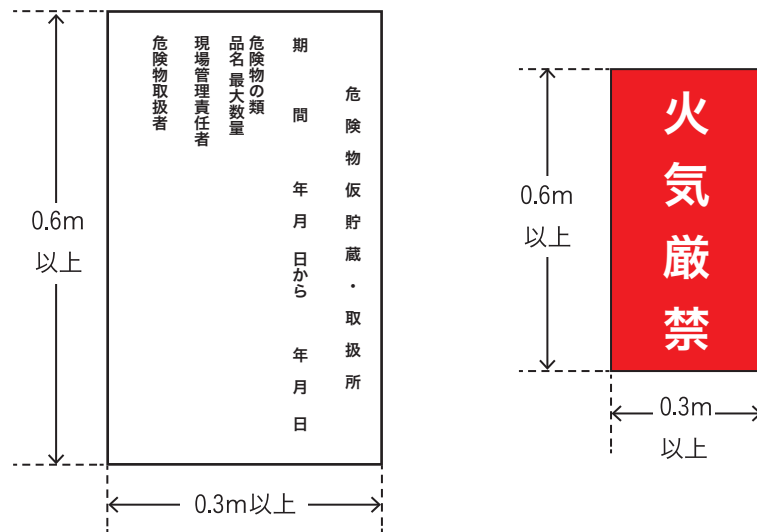


図2-3-1 掲示板の例

## (3) 屋外の基準

ア 屋外において仮貯蔵等を行うことのできる危険物は、次によること。

(ア) 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が零度以上のものに限る。）

(イ) 第4類の危険物（特殊引火物及び引火点が0℃未満のものを除く。）

イ 仮貯蔵等を行う場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所で、直射日光等による温度上昇のおそれがない場所であること。

ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて、他の部分と明確に区画すること。

エ さく等の周囲には、おおむね危政令第16条第1項第4号（屋外貯蔵所の保有空地）の規定の例による空地を保有すること。

## (4) 屋内の基準

ア 仮貯蔵等を行う場所は、壁、柱、床、はり及び屋根又は天井が耐火構造又は不燃材料等で造られ、かつ、出入口には防火設備を設けた専用の建築物又は室であること。

イ 仮貯蔵等を行うために必要な採光又は照明を設けるとともに、当該場所の通風、換気を確保すること。

## (5) 基準の特例

ア 次に掲げる場合において、危険物の品名及び数量、仮貯蔵等の方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、安全上支障がないと認める場合は、前記3(2)ア及び(3)エを適用しないことができる。

(ア) 地下タンク貯蔵所において、指定数量以上の危険物を抜き取り、ドラム缶や移動タンク貯蔵所等に移し替える場合。

(イ) 移動電源車及びキューピクル式発電設備等において、引火点が40℃以上の危険物を消費する場合。

(ウ) 変圧器の修繕、点検等のため、変圧器内部の絶縁油を抜き取る場合及び絶縁油を変圧器内部に注油する場合。

イ 前記アによるほか、危険物の品名及び数量、仮貯蔵等の方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この節の規定によらなくても、火災の発生及び周囲の延焼のおそれが著しく少な

---

く、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、前記3(2)から(4)までの規定は適用しないことができる。

